2024年2月15日

学校法人日本大学

理事長 林 真理子 様

日本大学教職員組合

執行委員長 友田 滋夫

「「学校法人の管理運営に関する適切な対応及び報告（指導）」に対する本法人の今後の対応及び方針について（回答）」等に関する団体交渉申し入れ書

日本大学は文部科学省に、2023年11月30日付「「学校法人の管理運営に関する適切な対応及び報告（指導）」に対する本法人の今後の対応及び方針について（回答）」（以下「回答」）と12月25日付「学校法人の管理運営に関する適切な対応及び報告について（指導）」に対する本法人の今後の対応及び方針について（回答）」（以下「追加回答」）を提出しました。

そこで、日本大学教職員組合（以下「組合」）は、「回答」および「追加回答」の内容、なかでも「倫理規程の整備」、「法令遵守を徹底した人事評価制度の整備」、「詳細な懲戒規程の整備」に関する説明を求めます。

「回答」はアメリカンフットボール部薬物事件への対応において管理運営体制に不適切な点があったとの認識から、改正私学法への対応も視野に入れながら、ガバナンス体制の改革を提起しており、その一環として、今後、「倫理規程の整備」、「法令遵守を徹底した人事評価制度の整備」、「詳細な懲戒規程の整備」などを行うこととされています。

また、「追加回答」では、倫理規程について「令和6年2月末までに、人事部にて原案を策定」して同年3月末までに「人事・給与委員会にて検討」すること、人事評価制度については「令和6年度中」に人事部で策定し「人事・給与委員会で審議し、労働組合との交渉など実施」すること、懲戒規程については「令和6年2月末までに、人事部にて原案を策定」して同年3月末までに「人事・給与委員会」などでの検討と「労働組合との協議」を行うこととされています。

人事評価制度と懲戒規程のみならず、倫理規程についても「人事・給与委員会にて検討」するとされており「遵守違反に対しては懲罰を課」すことが想定されていることから、労働条件に直接かかわる問題であって、組合との協議・交渉に先立ち説明を行うべきです。

2月22日（木）までに書記長の松橋まで文書による回答を求めます。

記

1. 開催日（候補日） 第1希望: 2024年3月5日（火）第2希望: 2024年3月11日（月）第3希望: 2024年2月26日（月）

または、理事会側の都合の良い日時をご提示ください。

1. 議題 議題１ 「「学校法人の管理運営に関する適切な対応及び報告（指導）」に対する本法人の今後の対応及び方針について（回答）」等に関する問題について
	1. 倫理規程、人事評価制度、詳細な懲戒規程を作成する旨、文部科学省に対して回答するに至った経緯（文科省からこれら規程を作成するよう指導があったかどうか等）について説明を求めます。
	2. 倫理規程、人事評価制度、詳細な懲戒規程の具体的内容について説明を求めます。
	3. 倫理規程で定めようとしていることと懲戒規程で定めようとしていることの質的な違いについての説明を求めます。
	4. 上記規程を制定する必要性について、一連の不祥事の責任との関連性の説明を求めます。
	5. 不祥事防止の観点から、改正私学法への対応状況と、この件に関する組合への説明・交渉予定についての説明を求めます。

 議題２ その他

1. 開催方法 Zoomによるオンライン団交

以上